

下呂市告示第215号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び下呂市会計規則（平成16年規則第43号）第15条の3の規定により告示する。

令和7年11月17日

下呂市長 山内 登

1. 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称 富士フィルムシステムサービス株式会社
所在地 東京都板橋区坂下一丁目19番1号

2. 指定納付受託者を指定した日

指定年月日 令和7年11月6日

3. 指定納付受託者に納付させる歳入

法人からの住民票の写し等の請求に伴う手数料

4. 指定納付受託者に歳入させる期間

令和8年2月4日から契約終了の日まで